

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係省庁等会議 設置要綱

令和元年10月11日

関係省庁等申し合わせ

1. 趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係省庁等会議（以下、「関係省庁等会議」という。）を設置する。

2. 構成員

(1) 関係省庁等会議は、次に掲げる者をもって構成する。

文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

文化庁著作権課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

国立国会図書館総務部企画課長

(2) 関係省庁等会議には議長及び副議長を置く。議長は、文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官をもって充てる。副議長は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長をもって充てる。

(3) 関係省庁等会議は必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 庶務

関係省庁等会議の庶務は、文部科学省及び厚生労働省において処理する。

4. 雑則

前各号に定めるもののほか、関係省庁等会議に関し必要な事項は、関係省庁等会議において定める。